別紙様式第五号（第十四条関係）（平21法省令１・追加、令元法省令14・一部改正）

表　　面

第　　号

立　入　検　査　証

写

真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

発 行 日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日まで

上記の者は，会社法第958条第１項の規定に基づく検査に従事する法務省の職員であることを証明する。

法務大臣　　㊞

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格Ａ７とする。

裏　　面

会社法（平成17年法律第86号）抜粋

（報告及び検査）

第958条　法務大臣は，この法律の施行に必要な限度において，調査機関に対し，その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ，又はその職員に，調査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り，業務の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には，その身分を示す証明書を携帯し，関係人にこれを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（虚偽届出等の罪）

第974条　次のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第958条第１項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

（両罰規定）

第975条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前２条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

電子公告規則（平成18年法務省令第14号）抜粋

（立入検査の証明書）

第14条　法第958条第２項の証明書は，別紙様式第５号によるものとする。